

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都 道 府 県 名：埼玉県
農 業 委 員 会 名：宮代町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	630	農業就業者数	550	認定農業者	53
自給的農家数	265	女性	272	基本構想水準到達者	0
販売農家数	365	40代以下	10	認定新規就農者	6
主業農家数	38	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	3
準主業農家数	77			集落営農経営	-
副業的農家数	250			特定農業団体	-
				集落営農組織	-

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha						
	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	444	146	－	－	－	590
経営耕地面積	422	76	66	14	0	－
遊休農地面積	31.56	21.58	－	－	－	53.14
農地台帳面積	358	370.2	－	－	－	728.2

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 3 1 日

	農業委員			定数	実数	地区数
	定数	実数				
農業委員数	14	14	農地利用最適化推進委員	7	7	2
認定農業者	-	8				
認定農業者に準ずる者	-	-				
女性	-	2				
40代以下	-	-				
中立委員	-	1				

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	590 ha	184.59 ha	31.29%
課 題	宮代町は、稲作を中心とした農地の利用状況となっているが、一部のエリアで土地改良事業を実施しているもののほとんどの農地が未整備である。そのため、10アール以下の農地が混在するエリアが点在している為、農地の集積・集約化にとって大きな課題となっている。これらの地域においては、近年の耕作者の高齢化により、遊休農地の発生が顕著になってきており、今後、更に遊休農地の発生が懸念されている。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 231.6ha (うち新規集積面積 12.4ha)
	目標案設定の考え方:農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への最終的な利用集積目標を80%とする。陸田エリアを中心に新規参入企業の畑作の圃場として農地中間管理事業を活用しながら集積・集約化を進めており、今後もこれらの新規参入企業を誘致することで、農地の大規模な集約化に向けた取組みを推進することで、農地の最適化に取り組んでいく。
活動計画	町の制度である利用権設定期間に応じた補助金や条件不利地加算補助金、耕作放棄地再生利用のための補助金、コンクリート畦畔除去の補助金などを活用し、耕作条件が不利な農地を利用集積する担い手を支援するとともに、より一層の補助制度の拡大・拡充を町に対し要望する。

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数
	3経営体	2経営体	0経営体
	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積
	2.6ha	3ha	0ha
課 題	当町では、農家生まれではない者で当町の新規就農を志す者を「宮代町農業担い手塾」で塾生(研修生)として受け入れて、3年後の就農を目指す研修事業を実施している。 就農時には、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地の貸借で経営農地を確保しているが、耕作に適した畑(特に野菜)が少ない上に耕作圃場が分散している。また、生産性向上のための圃場の改良・改善(灌水設備の設置や栽培施設等の設置など)には農地所有者の理解と信用が不可欠である。		

- ※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	地域農業の核となり得る意欲ある農業者に対して、経営診断や経営改善方策の提示等を行い、各々の農業者が自らの経営に対し将来的な展望を持ち、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や地域の農業者との連携が図られるよう誘導する。また、民間企業の参入を促進することで新たな担い手による集積・集約化を進める。		

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	631.7 ha	41.7 ha	6.60%
課 題	農地法第30条に基づく「利用状況調査」の円滑な実施とともに、遊休農地所有者への指導		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 2.7 ha		
		目標案設定の考え方：最適化推進委員会を中心に遊休農地所有者への指導を行う。農業委員会部会実績の倍の解消を目標とする。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		100人	9月～11月	12月
		調査方法	管内全域を調査区域として、目視にて確認を実施し、その結果を航空写真及び農地基本台帳へ記録する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月	令和2年2月	
	その他	農地利用最適化推進委員会を中心とした遊休農地解消活動を実施し、新たな担い手の圃場として農地利用を進める。		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	590 ha	5.7 ha
課 題	違反転用面積の80%強が残土たい積によるもので、また、その農地が集团的農用地の一部となっている。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

活動計画	○違反転用の是正指導 ⇒引き続き、農地所有者への指導を行うものとする ○違反転用の発生防止に向けた取組 ⇒農業委員会総会当日(毎月25日)の現地確認において、農地パトロールを実施する。 年2回発行の農業委員会だよりにより農業者に注意喚起を呼びかけるとともに町ホームページを活用し、一般住民に対し、違反転用情報を農業委員会へ情報提供するよう、呼びかけを行う。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入